

未収金に係る債権回収等業務 企画提案募集に対する質問への回答

令和6年12月18日更新

	質問	回答
1	<p>仕様書5(4)イに記載の発注者が指定する納付方法について、可能な限り教示ください(金融機関口座への振込または納付書による納付、納付書の場合の一括または債権種別毎、または債務者毎など)。</p> <p>(参考)仕様書 5 業務内容 (4)回収又は収納(以下「回収等」という。)した未収金の払込業務 イ 回収等した未収金は、月締めにて、発注者が指定する方法により翌月25日までに納付すること。その際の手数料は受注者負担とする。</p>	<p>納付方法は債権ごとに異なり、下記のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県が発行した納入通知書(県の指定金融機関等で取扱い可)による納付 ・県が指定した口座への振込み <p>納入通知書は主に債務者別かつ期別となるため、1債務者の場合でも納入通知書は複数となることがあります。</p>
2	<p>仕様書5(6)イに記載の月次精算書及び精算書明細について、県が求める必要項目を満たしていれば、書式は個別協議が可能か教示ください。</p> <p>(参考)仕様書 5 業務内容 (6)発注者への報告業務 イ 定期報告 翌月第5営業日までに、前月末までの月次精算書及び精算書明細を提出すること。</p>	<p>県が求める項目を満たしていれば、書式は任意(受注者が通常使用している書式)で差し支えありません。</p> <p>項目等は受注者と個別に協議することとします。</p>